

我孫子市水道事業告示第2号

平成30年度我孫子市水道事業告示第1号（令和元年度における労務報酬下限額の決定）の一部を次のように改正する。

令和元年9月18日

我孫子市水道事業管理者
水道局長 長塚 九二夫

1 改正内容

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額の表中「898円」を「923円」に改める。

2 適用年月日

令和元年10月1日